# 天城町農業センター研修生募集要領

## 1.募集の目的

天城町農業センター(以下「農業センター」という)では、町内新規就農者、農業後継者等を育成するための技術、経営研修を行ない、実践指導を主軸に優れた農業者を養成する。 これにより本町の園芸農業に取組む気運を一層強いものにし、産地化に資する。

# 2.研修生の募集人員

研修生は長期研修とし、募集人員は3名程度とする。

## 3.研修生の資格

義務教育を修了した者で、農業で自立しようとする意欲があり研修後も農業に従事する予定 の健康な男女。

# 4.応募の手続き

- (1) 研修生の応募書類は次のとおりとする。
  - ①研修申込書(様式第1号)
  - ②身上調書 (様式第2号)
  - ③健康診断書
  - ④町税等完納証明書
  - ⑤作文

#### 5.研修生の決定

- (1) 研修生の選考は農業センター研修生選考委員会(以下「委員会」という。)が行なう。
- (2) 委員会の委員は、必要に応じてそのつど町長が任命する。
- (3) 委員会は町長が招集する。
- (4) 委員会の事務局は天城町農業センター内に置く。

#### 6.研修生の決定及び通知

決定した研修生に対し、研修開始10日前までに様式3号により通知する。

### 7.研修期間

研修期間は、1年として毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

## 8.研修の場所

天城町農業センター及び現地とする。

# 9.研修の内容

次の各号の主旨を活かした研修カリキュラムに添って行なう。

- ①基礎知識 ②野菜・果樹・花卉の技術及び実習 ③農業経営 ④土壌肥料
- ⑤視察研修

## 10.研修費

研修費(教材、その他研修に要する一切の費用)は無料とする。

# 11.研修生への報償支給

本町に在住し、研修後も本町において農業に従事する研修生には、出勤日数に応じて日額 4,500円を支給する。

# 12.修了書の授与

町長は、所定の研修期間を終了したものには終了証書を授与するものとする。

## [附則]

- この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- この要領は、平成16年3月30日から施行する。
- この要領は、平成29年8月1日から施行する。